



羽間配水池線送水管新設工事（まんのう町）

水運用の効率化を図るため、高屋原浄水場と羽間配水池の区間（4.9km）で送水管（口径200mm）を整備しています



東部浄水場導水系非常用発電設備更新工事（広域送水）

香川用水が通水した昭和49年に設置された設備で老朽化が進んでいたため、令和4年度から2か年の更新工事を行い、停電時の電力確保の信頼性が向上しました



令和7年3月3日
香川県広域水道企業団

目次

1. 水道料金統一に当たっての論点の整理

方針を決定したい項目

1.1	湯屋（公衆浴場）用・特殊（臨時）用	(案)	3
1.2	共同住宅（連用給水装置）	(案)	9
1.3	加入金制度	(案)	16
1.4	口座割引制度	(案)	21
1.5	福祉減免制度	(案)	24

【報告】	令和7年度当初予算の概要		26
------	--------------	--	----

1.1 湯屋（公衆浴場）用・特殊（臨時）用①

《 企業団の湯屋（公衆浴場）用の状況 》

- ・ 条例 「湯屋用」とは、公衆浴場法（昭和23年法律第139号）第1条第1項に規定する公衆浴場で香川県知事が指定する入浴料金の統制額の適用を受けるものに適用するもの
- ・ 適用 8事業体（対象水栓有：高松（5水栓）、坂出（1水栓）、観音寺（1水栓））
（対象水栓無：土庄、三木、丸亀、善通寺、琴平）

《第3回審議会における各委員からの意見》

項目	意見
湯屋（公衆浴場）用	維持する方がよい
	時代にそぐわなくなっているため、廃止の方向が望ましい
	口径別に統一（廃止）することが望ましい

1.1 湯屋（公衆浴場）用・特殊（臨時）用②

《 他県事業体の湯屋（公衆浴場）用の適用状況 》

	全国の30万人以上の事業体		全国の90万人以上の事業体	
適用有	69 事業体	82 %	15 事業体	100 %
適用無	15 事業体	18 %	0 事業体	0 %
合計	84 事業体	100 %	15 事業体	100 %

※ 日本水道協会発行
「水道料金表（R5.4.1現在）」より

《他事業体の審議会答申の状況》

審議会等名称	答申内容
神奈川県営水道事業審議会	公衆浴場は、物価統制令により入浴料金の統制がされていることや、公衆衛生の観点からも、これまでと同様に低廉な料金とする配慮を継続することが望ましい
岡山市水道事業審議会	公衆浴場用の水道料金は、公衆衛生上の性質を考慮しつつ、必要な改定を実施する。具体的には、基本料金は一般用と同様に改定し、従量料金は1段目の改定率を低めに設定する
宝塚市上下水道事業審議会	浴場用は、昨今の社会情勢に加えて物価統制令を考慮し、料金を据え置くことが妥当です
松山市上下水道事業経営審議会	物価統制令により入浴料金の設定に制約がある公衆浴場にも、できる限り負担増とならないよう配慮されたい
神戸市上下水道事業審議会	公衆浴場用、共用家事用については、従前より、低廉な従量料金の単価が設定されているが、独立採算制を原則とする水道事業の性質上、水道事業において負担することは適切ではない
中空知広域水道企業団水道料金審議会	浴場用料金については低廉な料金体系としてきたところだが、現在の料金における基本的な考え方を踏襲しながら、現行の料金に対し平均改定率を乗じた料金が適正であると判断する
八戸圏域水道企業団経営審議会	浴場用やプール用については、公衆衛生や公共的観点から低廉に供給してきたものであり、負担軽減のための措置は今後とも必要と思われる 臨時用や船舶用については、特別な使用目的のため、一般用の料金体系とは別設定となることもやむを得ないものと思われる
田川広域水道企業団水道料金等審議会	一般公衆浴場の入浴料金は条例等により上限が定められていることから、水道料金が値上げされた場合に入浴料金を値上げすることが困難であることから、公衆浴場については湯屋用の用途区分を設定し、一般公衆浴場とその他の公衆浴場に分けて料金体系を設けることが妥当との意見で一致した

1.1 湯屋（公衆浴場）用・特殊（臨時）用③

《 企業団の特殊（臨時）用の状況 》

用途	内容	事業体	基本料金	基本水量	従量料金 (1m ³ 当たり)	一般用最高単価 (1m ³ 当たり)	用途	内容	事業体	基本料金	基本水量	従量料金 (1m ³ 当たり)	一般用最高単価 (1m ³ 当たり)		
特殊用	「特殊用」とは、建設工事、列車、船舶、噴水その他臨時的に使用するものをいう	高松	(口径別)	無	480	240	船舶用	「船舶用」とは、船舶給水に使用するものをいう	丸亀	(口径別)	無	250	220		
臨時用	「臨時用」とは、建設工事、興行その他短期間臨時的に水道を使用するものをいう	丸亀	(口径別)	無	190	220			坂出	-	-	220	220		
		坂出	1,400	有	280	220			観音寺	-	-	330	210		
		善通寺	1,950	有	390	195			三豊	-	-	220	210		
		観音寺	3,300	有	330	210			土庄	-	-	468	372		
		さぬき	(口径別)	無	260	215			小豆島（一般）	-	-	440	270		
		東かがわ	-	-	260	215	私設消火栓演習用	「私設消火栓演習用」とは、私設消火栓で演習のために使用するものをいう	丸亀	(口径別)	無	80	220		
		三豊	1,000	無	300	210			観音寺	-	-	1,970	210		
		土庄	3,300	無	468	372			さぬき	(口径別)	無	260	215		
		小豆島（一般）	-	-	440	270			土庄	-	-	(企業長が定める)	372		
		三木	191	有	191	172			三木	162	無	172	172		
		綾川	3,600	有	(一般用の2倍)	240			※ 小豆島の料金体系は4体系であるが、小豆島（一般）を代表とする						
		琴平	360	有	-	260									
		多度津	2,050	有	700	280									
まんのう	-	-	400	200											

1.1 湯屋（公衆浴場）用・特殊（臨時）用④

《 第3回審議会における各委員からの意見 》

項目	意見
特殊（臨時）用	口径別に統一（廃止）することが望ましい
	水の少ない本県においては、特殊要因として残しておいた方がよい
	維持する方がよい

《 他県事業者の特殊（臨時）用の適用状況 》

	全国の30万人以上の事業者		全国の90万人以上の事業者	
適用有	57 事業者	68 %	3 事業者	20 %
適用無	27 事業者	32 %	12 事業者	80 %
合計	84 事業者	100 %	15 事業者	100 %

※ 日本水道協会発行「水道料金表（R5.4.1現在）」より

1.1 湯屋（公衆浴場）用・特殊（臨時）用⑤

⇒ 方針案 湯屋（公衆浴場）用については、維持する
特殊（臨時）用については、廃止する

- 物価統制令によって入浴料金が統制されている「湯屋（公衆浴場）用」については、地域住民の日常生活において保健衛生上必要なものとして利用される施設であり、これまでの取扱いを維持する
- 「特殊（臨時）用」については、負担の公平性という観点や、一時的、臨時的ということを除けば一般用と変わるものではないという観点を考慮して廃止する

1.1 湯屋（公衆浴場）用・特殊（臨時）用⑥

《 企業団で一般用に統合する用途 》

用途	説明
一般用	湯屋用以外に使用するもの
企業団で一般用に統合する用途	
家事用、家庭用、団体用、営業用、事業用、工業用、共用栓、会場用、自治会場・墓地用、公園用 船舶用、列車用、噴水用、私設消火栓演習用、臨時用	

(例外として)

用途	説明
湯屋(公衆浴場)用	公衆浴場法第1条第1項に規定する公衆浴場で香川県知事が指定する入浴料金の統制額の適用を受けるものに適用するもの

1.2 共同住宅（連用給水装置）①

《 共同住宅における料金徴収 》

従量料金に係る逦増料金制（使用水量が多くなるほど料金単価が高くなる）下において、私設子メーターが設置された共同住宅で水道を使用する場合、共同住宅全体で検針・徴収する方法は、居室ごとに検針・徴収する方法に比べて1居室当たりの水道料金が割高となる場合があることから、日本水道協会 営業業務マニュアル（令和3年3月改訂版）では、解消方法として、次の2制度が挙げられている

（ア）各戸検針・各戸徴収制度

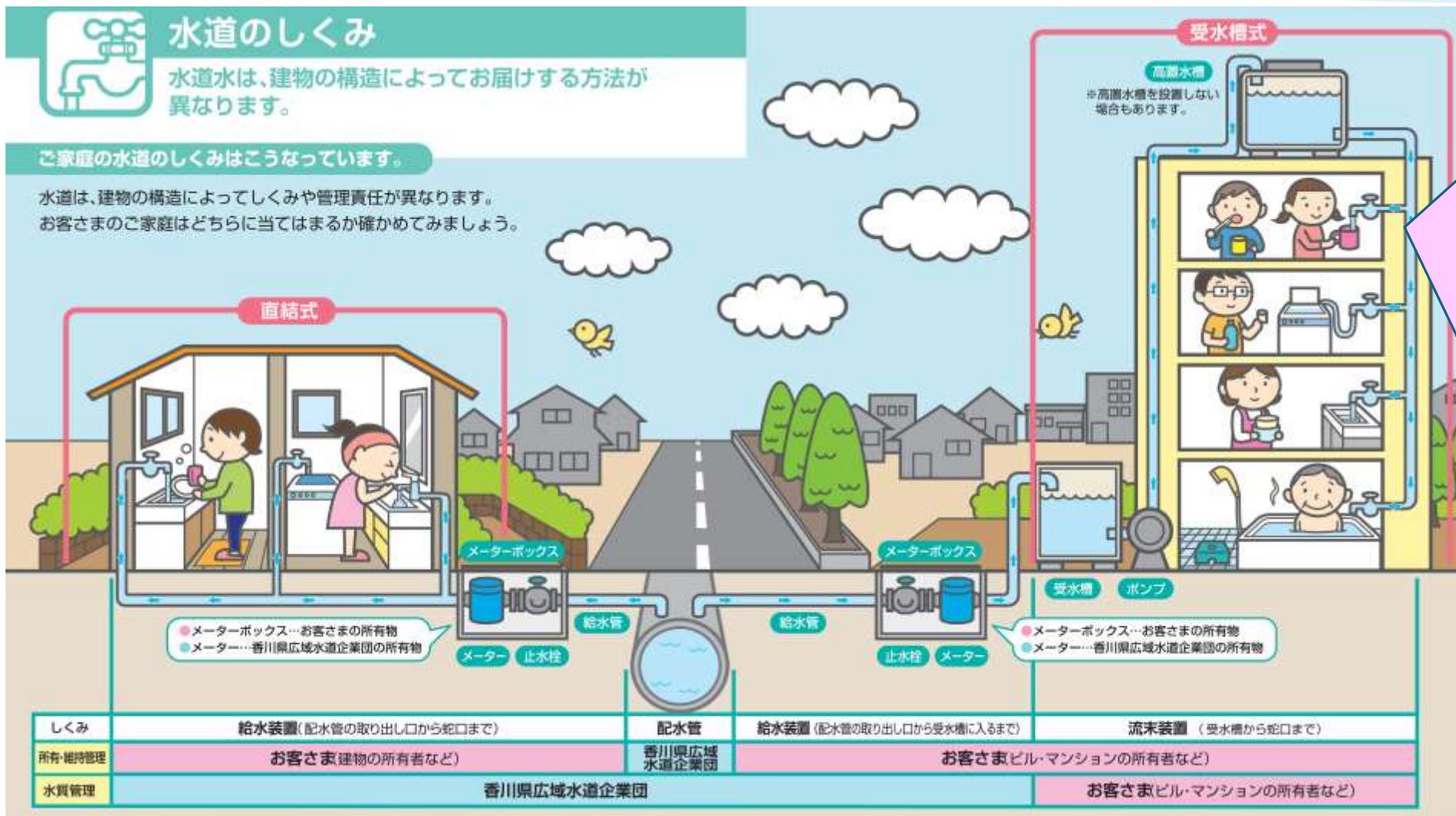
厚生省水道課長通知（昭和38年環水第36号）において示されたものであり、共同住宅の家主等と「各戸検針及び各戸徴収等に関する契約」を締結するとともに、共同住宅の各居室に設置された私設子メーターを検針し、居住者別に料金を請求する制度

（イ）「共同住宅扱い」料金制度

各居室に公設メーターを設置していない共同住宅を対象としたものであり、水道事業者の定める基準に適合した場合（連用給水装置）に、当該共同住宅の給水装置所有者である家主等からの申請に基づき、親メーターの使用水量及び共同住宅内の世帯数に応じて料金の計算を行う特別の料金制度

1.2 共同住宅（連用給水装置）②

《 水道のしくみ（各戸検針と連用給水装置） 》



共同住宅のイメージ図

(ア)各戸検針の場合は、各戸設置の子メーターを検針し、各戸に請求する

(イ)連用給水装置の場合は、親メーターを検針し、全体の水量を各戸で等分使用したとみなして算定した額を家主・管理会社等に請求する

1.2 共同住宅（連用給水装置）③

《 第3回審議会における各委員からの意見 》

項目	意見
共同住宅 (連用給水装置)	高松の口径13mmの基本料金1,000円と、口径の大きい連用栓を戸数で割った基本料金でどちらが高額となるのか示してほしい
	高松・東かがわ方式と、全国的な考え方で、月々どれくらい差が出るのか、比較して検討する必要がある
	連用給水装置の各戸への請求は、施設の管理者と入居している者の契約であり、企業団が判断するものではない
	水道管の維持というのは、メーターの数で決まっているわけではなく、使った水量で決まってくるので、高松・東かがわ以外の方式に公平性があると思う
	一般家庭との不公平感を無くす観点から、戸数的には少ないが、丸亀・坂出等方式の各戸ごとの方がよいのではないかと

1.2 共同住宅（連用給水装置）④

《 企業団における「共同住宅取扱い」料金制度（連用給水装置）の現状 》

		共同住宅全体で検針・徴収する方法 (A)	料金徴収の特例措置	
			各戸検針・各戸徴収制度(B)	「共同住宅扱い」料金制度(C)
請求方法			各戸ごとに請求	全戸分を一括請求
請求先			子メーターの使用者	親メーターの使用者
請求に用いる使用水量		親メーターの水量	子メーターの水量	親メーターの水量
親メーターの設置者		企業団		
子メーターの設置者		設置する場合は集合住宅の所有者	企業団	設置する場合は集合住宅の所有者
適用事業体		さぬき、三木、綾川 以外の13事業体で運用	高松・東かがわ方式 (C1)	
			丸亀・坂出等方式(C2)	
			(高松・東かがわ)	(三木、丸亀、坂出、善通寺、宇多津、多度津、さぬき)
考え方		建物全体を一戸として計算する方法	基本料金は、各戸に設置された子メーターを対象とする考え方（一般の戸建住宅と同じ計算方法）	企業団は親メーターのみ設置していることから、基本料金は親メーターを対象とする考え方 各戸に私設子メーターが設置されたものとみなして、基本料金は、みなし子メーターを対象とする考え方
計算方法	基本料金	親メーターの口径の基本料金とする（各戸の負担額は、親メーターの口径の基本料金を戸数で等分した額となる）	各戸に設置されたメーターの基本料金とする	親メーターの口径の基本料金とする（各戸の負担額は、親メーターの口径の基本料金を戸数で等分した額となる）
	従量料金	親メーターの水量により算定した従量料金を戸数で等分する	子メーターの水量により算定した従量料金とする	親メーターの水量を戸数で等分使用したとみなして、各戸ごとに算定した従量料金の合計額とする
適用水栓数			約1,200栓	約3,100栓
適用戸数			約22,100戸	約53,000戸
平均供給単価				76.5円
財政収支への影響				約5億2,700万円の増収（年額）
料金統一への影響				高松・東かがわ以外の事業体（約5,300戸）で、1戸当たり月額平均650円程度の減額
(シミュレーション)				高松・東かがわ事業体（約53,000戸）で、1戸当たり月額平均830円程度の増額
高松事業体 共同住宅（50戸） 親メーター40mm 子メーター13mm 総使用水量計1,000m ³ 50戸使用水量 a：5m ³ 、b：20m ³ c：25m ³ 、d：30m ³		基本料金（40mm）：7,600円/50戸 =152円 従量料金（1,000m ³ ）：234,600円/50戸 =4,692円 水道料金：（7,600円+234,600円）/50戸 【1戸あたり月20m ³ 使用時】=4,844円	基本料金（13mm）：1,000円 =1,000円（※1） a：従量料金（5m ³ ）：200円 b：従量料金（20m ³ ）：1,700円 c：従量料金（25m ³ ）：2,700円 d：従量料金（30m ³ ）：3,700円 a=1,200円、b=2,700円（※3） c=3,700円、d=4,700円	基本料金（40mm）：7,600円/50戸 =152円 従量料金（20m ³ ）：1,700円 =1,700円 水道料金：7,600円/50戸+1,700円 【1戸あたり月20m ³ 使用時】=1,852円（※4）
				（口径13mm適用のケース） 基本料金（13mm）：1,000円 =1,000円（※2） 従量料金（20m ³ ）：1,700円 =1,700円 水道料金：1,000円+1,700円 【1戸あたり月20m ³ 使用時】=2,700円（※5）

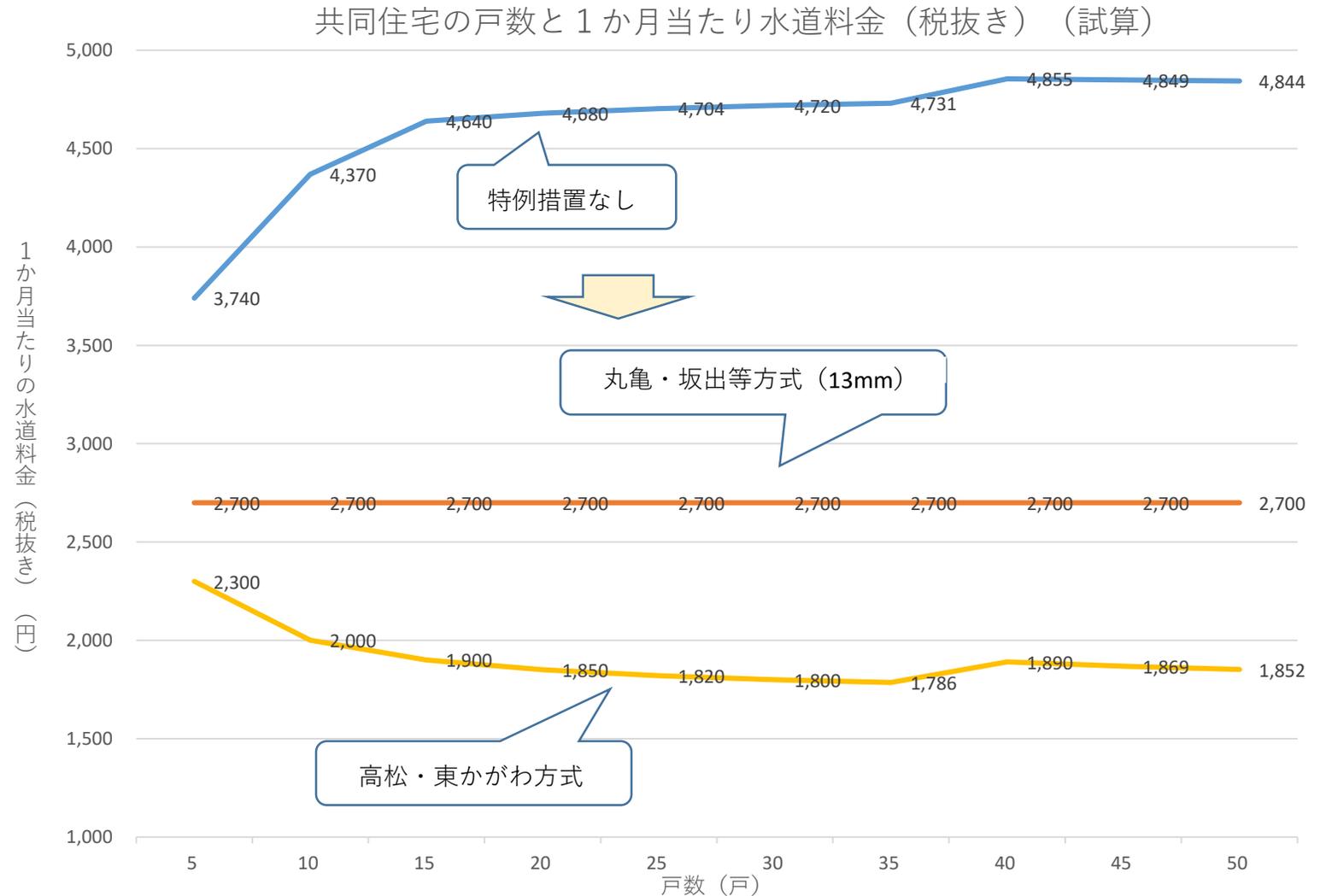
1.2 共同住宅（連用給水装置）⑤

《 特例措置（「共同住宅扱い」料金制度）適用による水道料金の水準 》

試算条件

- ・ 1人1日使用量：0.222m³（222L）
- ・ 1世帯（1戸）当たり人数：3人
- ・ 1世帯当たり1か月使用水量：20m³
- ・ 共同住宅（連用給水装置）の戸数を5～50戸きざみとして試算
- ・ 高松事業体の料金表により試算

- 特例措置なし（5戸は口径13mm、10戸は口径20mm、15戸～35戸は口径25mm、40戸～50戸は口径40mm）
- 連用給水装置（丸亀・坂出等方式）（13mm）
- 連用給水装置（高松・東かがわ方式）（5戸～35戸は口径25mm、40戸～50戸は口径40mm）



1.2 共同住宅（連用給水装置）⑥

《 全国県庁所在47都市における共同住宅（連用給水装置）の基本料金算定方法について 》

親メーターの口径 を対象	私設子メーター（みなし） を対象（13mm等）	その他	
2都市 （高松、松江）	44都市 （高松、松江、宮崎以外）	1都市 （宮崎）	<ul style="list-style-type: none">・ 散水栓、管理人室等がある場合 ⇒親メーターの口径を対象・ 居住戸数のみの場合 ⇒私設子メーター（みなし）を対象

《共同住宅についての国の通知》

- 「各戸検針・各戸徴収制度」については、厚生省水道課長通知（昭和38年環水第36号）において、
「共同住宅は、一般の事業所関係のビル等と異なり、実質的には、一般の個別住宅と変わらないため、
個々の居住者を対象とみなして、一般水道事業の受給者に対すると同様の取扱いをする」とされてお
り、この考え方は、同じ特例措置である「共同住宅（連用給水装置）制度」においても、同様とみなす
ことが適当である

1.2 共同住宅（連用給水装置）⑦

⇒ 方針案 基本料金の算定対象を各戸のみなし子メーターとし、
各戸ごとに算定した基本料金の合計額とする

- 「共同住宅（連用給水装置）制度」における基本料金の算定については、同じ特例措置である「各戸検針・各戸徴収制度」を対象とした厚生省水道課長通知（昭和38年環水第36号）の「実質的には一般の個別住宅と変わらないため、個々の居住者を供給対象とみなして、一般水道事業の受給者に対すると同様の取扱いとする」という趣旨を踏まえて、全国的にも多く採用されている各戸のみなし子メーターを対象とした方式とする

1.3 加入金制度①

《 水道加入金とは 》

新しく水道を利用する場合に、水道施設の整備に必要な費用の一部を負担してもらうもの

《 水道加入金を設定する理由 》

水道事業は、水道料金等の収入で経営していることから、新しく水道を利用する方が増えると、新たな水の需要に応えるため、水源の確保や水道施設の整備が必要になる

この費用のすべてを水道料金だけで賄おうとすると、費用負担の不均衡が生じることから、水道利用者間の負担の公平と水道料金の高額化の抑制を図るため、水道施設の整備に必要な費用の一部を加入金として負担してもらう

《 水道加入金の根拠規程 》

水道法第 14 条第 1 項に規定されている「その他の供給条件」を法的根拠とする

(供給規程)

第14条 水道事業者は、料金、給水装置工事の費用の負担区分その他の供給条件について、供給規程を定めなければならない

1.3 加入金制度②

《 水道加入金の現状 》

事業体	メーター口径加入金（円：税抜）									
	13mm	20mm	25mm	30mm	40mm	50mm	75mm	100mm	150mm	200mm
高松	60,000	180,000	300,000		780,000	1,620,000	4,440,000	9,060,000	25,020,000	
さぬき	58,300	175,900	254,600	390,700	638,800	1,018,500	2,546,200	5,092,500		
東かがわ	30,000	60,000	120,000	200,000	400,000	800,000	1,500,000	1,800,000	2,400,000	
土庄	36,000	90,000	150,000	200,000	440,000	740,000	1,800,000			
小豆島	40,000	100,000	180,000		450,000	800,000	1,800,000			
三木	57,143	114,286	190,477	285,715	476,191	952,381	2,857,143			
綾川	90,000	270,000	450,000	900,000	1,350,000	2,250,000				
丸亀	40,000	80,000	120,000		400,000	600,000	1,600,000	3,000,000	5,000,000	9,800,000
坂出	50,000	100,000	150,000	270,000	550,000	900,000	2,500,000	5,000,000		
善通寺	60,000	120,000	180,000		600,000	1,080,000	3,000,000	6,000,000		
宇多津	50,000	100,000	150,000		500,000	750,000	2,000,000	4,000,000		
琴平	60,000	100,000	130,000		300,000	550,000				
多度津	40,000	80,000	120,000		300,000	550,000				
まんのう	60,000	100,000	130,000	200,000	300,000	550,000				
観音寺	50,000	100,000	150,000	275,000	500,000	900,000	2,500,000	5,000,000		
三豊	60,000	120,000	180,000	240,000	480,000	700,000	1,500,000	3,000,000		
最大値	90,000	270,000	450,000	900,000	1,350,000	2,250,000	4,440,000	9,060,000	25,020,000	9,800,000
高松	60,000	180,000	300,000		780,000	1,620,000	4,440,000	9,060,000	25,020,000	
平均値	50,379	113,834	174,710	329,046	510,882	890,052	2,226,411	4,661,389	10,806,667	9,800,000
最小値	30,000	60,000	120,000	200,000	300,000	550,000	1,500,000	1,800,000	2,400,000	9,800,000

 最大値
 最小値

※小豆島の料金体系は2体系であるが、小豆島（一般）を代表とする

1.3 加入金制度③

《 第3回審議会における各委員からの意見 》

項目	意見
加入金制度	雨の少ない本県において、貯水する施設は、今後、さらに必要になってくる可能性があり、加入金制度は維持していく必要がある
	多くの水を使用する企業が本県に立地した場合等も考えて、加入金制度は残す方向で考えてはどうか
	水道を維持するための増収という観点から考えると、加入金制度は維持若しくは増額すべきだと考える
	本県の場合、常に渇水というリスクはあるが、一方で水源開発等の投資が現在ないということを見みると、加入金の必要性は薄れているのではないか
	加入金制度は、歴史的にも加入申し込みが多い時代に、加入負担金によって施設整備を行ってきたものであり、今後、拡張工事はないだろうという点や、他の公共事業（電気・ガス）と同じような公益事業料金としての概念からすると、廃止或いは段階的に廃止する方向もあるのではないか
	若い世代が流入して家を建てやすくなるように、一戸建ての加入金は無くするのはどうか

1.3 加入金制度④

《 水道事業の加入金調査 》

(公社)日本水道協会の加入金調査(令和5年4月1日現在)によると、調査対象1,229事業体のうち、81.1%を占める997事業体が加入金制度を導入している

- 電気、ガス事業では、加入金制度を導入していないのに対して、水道事業では、全国的に導入されている

《 他事業体の審議会答申の状況 》

審議会等名称	答申内容
神奈川県営水道事業審議会	水道の新旧使用者の負担の公平性を図るため、水源開発や拡張事業に要した費用の一部を、新たに水道を引き込む際に負担いただく制度であり、水源開発等の終了により、制度の意義が導入当初より薄れつつあるものの、企業債の償還が続く状況にあることなどから、現時点で直ちに制度を廃止することは難しい
岡山市水道事業審議会	給水装置の新設等に際し徴収している加入負担金については、減額改定する案が示されたが、今回の料金見直しとのバランスに鑑み、現行制度を維持することとした
松山市上下水道事業経営審議会	水源開発等に係る先行投資経費を新規加入者から徴収する加入金で賄うことで、新旧需要者間の負担の公平を図ることを目的としているが、廃止する時期が到来したと考えるものである
大阪広域水道企業団経営・事業等評価委員会	加入金について、豊能水道事業と能勢町水道事業のほか企業団に統合した他の水道事業において取扱いが異なっており、今後、企業団において、加入金のあり方や運用方法等を整理されたい
田川広域水道企業団水道料金等審議会	既存設備を従来から使用する使用者との負担の公平化及び料金値上げの抑制のため、新規加入者から水道メーターの口径に応じて加入金を徴収することが妥当である 加入金の金額は、水道料金が値上げとなることから、現行の料金から値下げとしない水準とすることが妥当である

1.3 加入金制度⑤

⇒ 方針案 加入金制度は維持する

- 安定した水道用水の供給確保及び、効率的な水融通を行うために、今後、必要となる浄水場等の整備（統廃合）や、水資源機構が行う香川用水施設の老朽化対策、耐震化対策への負担を踏まえるとともに、水道の新旧使用者の負担の公平性及び料金値上げの抑制の観点を検討し、維持することとする

1.4 口座割引制度①

《 本県における口座割引制度の導入状況 》

- 高松及び小豆島事業体において、口座振替払いを推奨する目的で、
口座振替1回当たり100円(税込)を割引
- R5年度実績 高松7,400万円 + 小豆島380万円 ≒ 7,800万円
- 企業団全体に適用した場合の影響額は約1億8,000万円の減収となる

《 第3回審議会における委員からの意見 》

項目	意見
口座割引制度	高松事業体等で採用している口座割引制度を全事業体に適用するとさらに減収になるので、口座振替を促すのであれば、口座割引ではなく納付書払いについて、請求書(紙の料金)、郵便料金、人件費などの費用を加算する方が財政的には健全ではないか

1.4 口座割引制度②

《 納入通知書払いに対する費用加算 》

➤ 企業団の水道料金の徴収方法等（R5年度実績）

水道料金徴収方法	割合 (%)	収納に係る主な費用	費用 (1件当たり)
納入通知書払い（請求書払）	18.1		約156円
うちコンビニ払い （スマホバーコード払い含む）	(15.2)	請求書用紙印刷費、郵送費（約95円） コンビニ収納手数料（約73円）	(約168円)
うち銀行払い	(2.9)	請求書用紙印刷費、郵送費（約95円）	(約95円)
口座振替払い	76.8	口座振替手数料	約30円
クレジットカード払い	5.1	クレジット収納手数料	約85円

- 他県の事業体において、納入通知書発行等にかかる費用を加算請求している事例は、見当たらない
- 収納に係る費用は、徴収方法に関わらず、すべて料金設定の段階で計上しており、基本料金として各使用者に均等に請求されるため、個別に加算して請求する必要はない

※水道料金算定要領（抜粋）

検針・集金関係経費等各使用者について均等に要する費用は、各使用者に対し均等配賦する

1.4 口座割引制度③

⇒ 方針案 口座割引制度は廃止する

- ▶ 支払い方法の多様化を進めるなか、口座振替についてのみ割引制度を設ける合理的理由がなく、仮に企業団全体に口座割引制度を適用した場合、年間約1億8,000万円の減収となり、企業団の財政状況に大きな影響を及ぼすことから廃止する

1.5 福祉減免制度①

《 本県における福祉減免制度の状況 》

➤ 小豆島事業体においてのみ導入

- ・ 70歳以上かつ住民税非課税世帯、要介護4又は5かつ住民税非課税世帯、生活保護の適用を受けた世帯
 - ・ 身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者
 - ・ 公共墓地であって自治会又は共同で管理する墓地
- ・ ・ ・ 料金の1/2減免
 - ・ ・ ・ 超過料金の1/2減免
 - ・ ・ ・ 料金の1/2減免

➤ 福祉減免額 1,500万円程度／年（税抜）

《 第3回審議会における委員からの意見 》

項目	意見
福祉減免制度	ガスや電気の公共料金には、こういう福祉減免制度は無いので、減免制度は廃止すべきであり、行政側に非課税世帯を支援する施策を行ってもらった方がいいのではないか

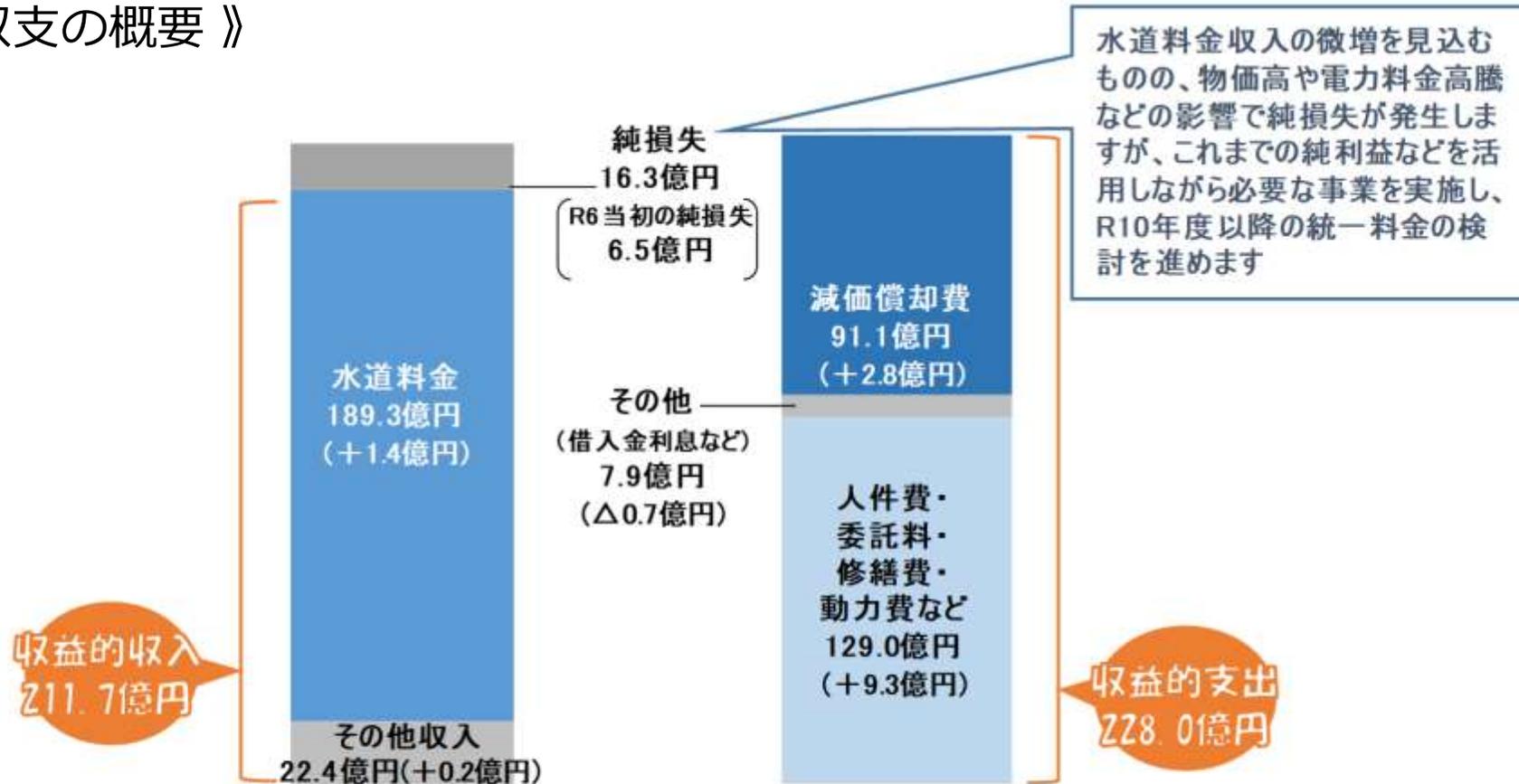
1.5 福祉減免制度②

⇒ 方針案 福祉減免制度は廃止する

- 社会福祉施策による減免制度は、地方公営企業である水道事業の「独立採算制の原則」と「受益者負担の原則」になじまない制度であり、社会福祉行政として取り組むべき制度であることから廃止する

【報告】令和7年度当初予算の概要①

《 収益的収支の概要 》



水道料金収入の微増を見込むものの、物価高や電力料金高騰などの影響で純損失が発生しますが、これまでの純利益などを活用しながら必要な事業を実施し、R10年度以降の統一料金の検討を進めます

収益的収支(税抜き)

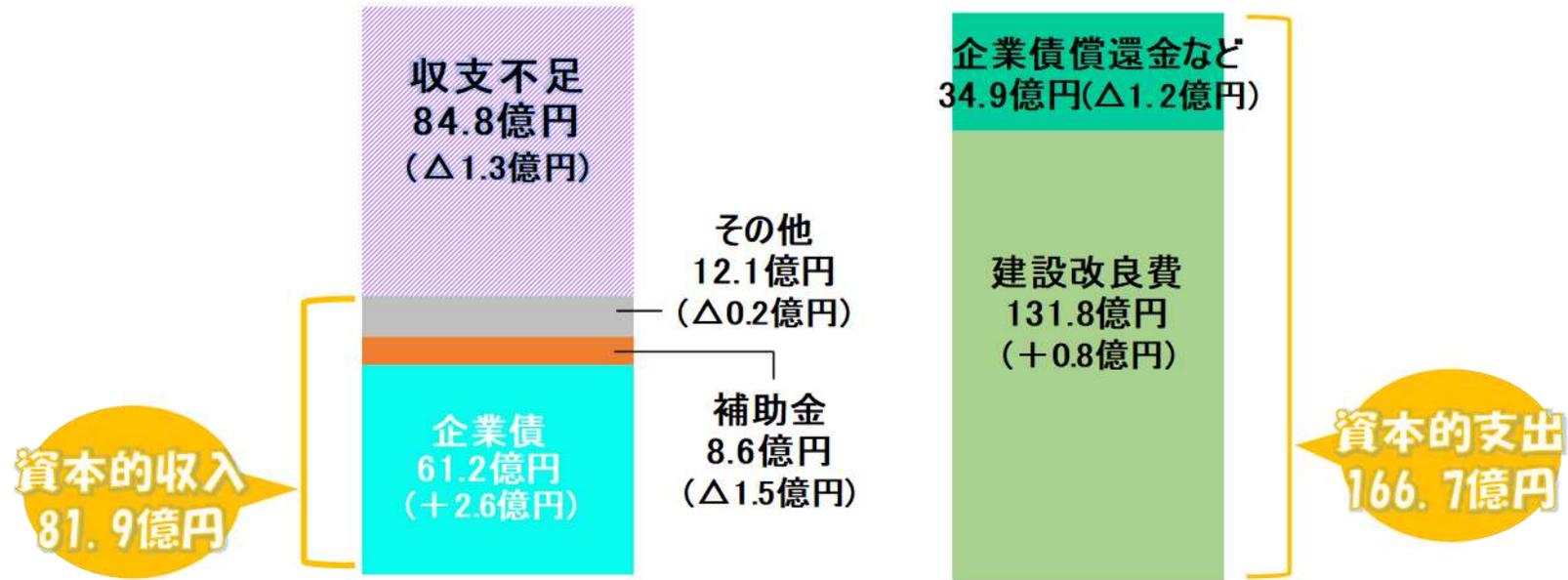
水道料金などを主な収入とし、水道水をつくり、送り届ける施設を1年間維持管理するために必要な費用の収支です

※()内は前年比

【報告】令和7年度当初予算の概要②

《 資本的収支の概要 》

不足額は、収益的収支の減価償却費など現金を伴わない費用や、純利益などを活用します



資本的収支(税込み)

水道施設を造り、老朽化した水道管や浄水場などの水道施設を更新するなど、将来のための投資事業に必要な費用の収支です

※()内は前年比

【報告】 令和7年度当初予算の概要③

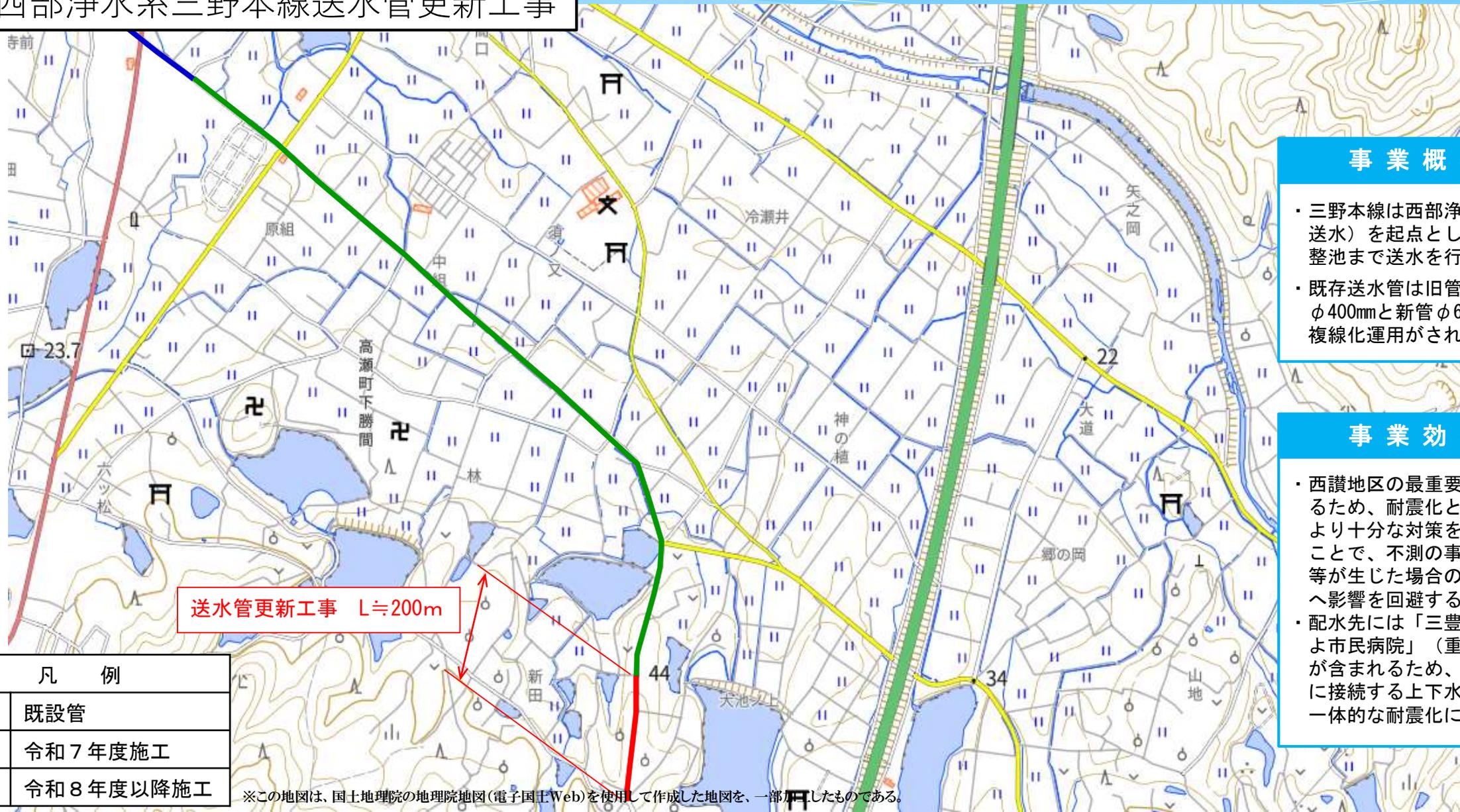
令和7年度 工事施工計画 (抜粋)



※この地図は、国土地理院の地理院地図(電子国土Web)を使用して作成した地図を、一部加工したものである。

【報告】 令和7年度当初予算の概要⑤

西部浄水系三野本線送水管更新工事



送水管更新工事 L≒200m

事業概要

- ・三野本線は西部浄場（広域送水）を起点として爺神調整池まで送水を行うもの
- ・既存送水管は旧管口径φ400mmと新管φ600mmで複線化運用がされている

事業効果

- ・西讃地区の最重要幹線であるため、耐震化と複線化により十分な対策を措置することで、不測の事態で断水等が生じた場合の地区全体へ影響を回避する
- ・配水先には「三豊市立みとよ市民病院」（重要施設）が含まれるため、重要施設に接続する上下水道管路の一体的な耐震化に寄与する

凡 例	
	既設管
	令和7年度施工
	令和8年度以降施工

※この地図は、国土地理院の地理院地図（電子国土Web）を使用して作成した地図を、一部加工したものである。